東京大学発明等取扱規則実施細則

令和５年６月２９日
産学協創推進本部長裁定

（趣旨）

第１条　この細則は、東京大学発明等取扱規則（以下「規則」という。）第３１条の規定に基づき、教職員等が行った発明等の取扱規則の実施に関し、必要な事項を定める。

（発明の届出書の様式等）

第２条　規則第１５条に定める発明等の届出書は、様式１のとおりとする。

２　前項の届出書において、代表届出者は、教職員等のうちから選任する。ただし、発明者等に教職員等が含まれない場合は、その他の研究者等を代表届出者とすることができる。

３　優先権主張を伴う出願に関し、追加発明等がある場合には、様式１により当該発明者等が所属する部局へ届け出る。この場合の発明者等の寄与分は、基礎となる先の出願に記載された発明等であって、当該優先権主張の対象となる発明等を含めた全体の寄与分を記入する。

４　部局は、前項の規定による届出があったときは、速やかに知的財産契約・管理部に案件送付する。

（外国出願調書の様式）

第３条　様式１により届出を行う発明等において外国出願を希望する場合に添付する外国出願調書は、様式２のとおりとする。

２　発明等の届出を行うときに、外国出願の要否が未定であり、後に外国出願を希望する場合は、速やかに様式２により外国出願調書を提出する。

（職務関連発明の認定に係る決定）

第４条　部局又は知的財産契約・管理部は、規則第１６条第１項又は第６項による決定を行った場合、様式１に当該決定を追記する。

（権利譲渡書の様式）

第５条　規則第１７条第３項に定める権利譲渡書は、様式３のとおりとする。

（異議申立書の様式）

第６条　規則第１８条第１項及び第１９条第１項に定める異議申立ては、様式４により行う。

（職務関連発明の経過報告）

第７条　規則第２１条に定める職務関連発明の権利化の経過報告は、出願、審査請求、拒絶理由通知、拒絶査定通知及び登録通知の時点で、それぞれ様式５により行う。

（迅速な処理を要する場合の特例）

第８条　規則第２２条第１項に定める迅速な処理を必要とするための通知は、様式６により行う。

２　規則第２２条第３項に定める経過報告は、様式５により行う。

（特許権等の譲渡）

第９条　規則第７条の２第１項に定める特許等を受ける権利又は特許権等の譲渡の申出は、様式７により行う。

２　前項の申出に対し、その譲受けを決定した場合の教職員等及びその他の研究者等の同意は、大学法人の求めに応じて、様式３の権利譲渡書により行う。

３　規則第７条の２第２項に定める教職員等及びその他の研究者等以外の者から特許等を受ける権利又は特許権等を譲り受ける場合の同意は、様式３により得る。

４　規則第７条の２第２項に定める大学法人以外の機関から特許等を受ける権利又は特許権等を譲り受ける場合の同意は、原則として産学協創推進本部が別に定める様式を使用して得るものとする。

附　則

この裁定は、令和５年７月１日から実施する。

様式１
様式２
様式３
様式４
様式５
様式６
様式７